

平成30年度 田舎館村臨時職員登録者 募集案内

村の各業務で勤務する臨時職員は、登録者の中から採用者を決定します。

臨時職員登録を希望する方は、「平成30年度田舎館村臨時職員登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、役場総務課人事係に提出してください。

(各担当課での業務発生状況により臨時職員を採用する予定です。登録者全員が採用されるとは限りませんのでご了承願います。)

1 登録募集職種

○ 臨時運転労務員 (給食運転手) (平成30年4月1日～平成31年3月31日)	
○ 臨時運転労務員 (観光運転手) (平成30年6月中旬～平成30年10月中旬)	
勤務場所	学校給食センターまたは田んぼアート会場
資格要件	中型自動車免許所持者 (観光運転手は第二種免許所持者優先)
勤務時間等	給食運転手の勤務時間は基本的に8:15～17:00で、勤務日は主に学校給食センター稼働日となります。※日額支給 観光運転手の勤務時間は基本的に8:30～17:30で、実勤務日数は60日程度となります。(土・日・祝日含む)※日額支給
○ 臨時観光事務補助員 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)	
○ 臨時観光案内員 (平成30年5月1日～平成30年10月31日)	
勤務場所	役場庁舎または弥生の里展望所 (第2田んぼアート会場)
資格要件	観光案内業務に関心のある方。事務補助員については、パソコンで画像編集等ができる方。
勤務時間等	基本的に勤務時間は 8:15～17:00です。 ただし、田んぼアート観覧期間中は時間外勤務や休日勤務があります。
○ 臨時給食調理員 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)	
勤務場所	学校給食センター
資格要件	資格要件はありませんが、調理師免許を保持している方を優先します。
勤務時間等	基本的に勤務時間は 8:15～17:00 (パート勤務は8:15～12:15) で、勤務日は主に学校給食センター稼働日となります。 行事等により年数回、休日勤務があります。※日額または時給支給
○ 臨時事務員 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)	
勤務場所	役場庁舎または中央公民館
資格要件	パソコンの基本操作ができる方。 文書作成や表計算ソフトを使用できる方。
勤務時間等	基本的に勤務時間は 8:15～17:00です。

2 登録申込書の入手方法

田舎館村ホームページから「平成 30 年度田舎館村臨時職員登録申込書」をダウンロードするか、総務課人事係においでください。また、郵送で請求する場合は、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

3 登録欠格要件

地方公務員法第 16 条に該当する方は登録できません。

4 登録申込方法

登録申込書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、総務課人事係に提出してください。また、登録は随時受付をしますので締切日はありません。

(ただし、4月採用者については2月末までに登録した方を採用します。)

5 登録者の登録期間

登録期間は各年度の年度末までとなります。

6 基本的な勤務条件等

職種により異なりますが、下記の勤務条件となります。

- ① 任用期間 6ヶ月以内 (再度任用となる場合もあります。)
- ② 勤務時間 午前8時15分から午後5時 (職種により異なります。)
- ③ 勤務日 月曜日から金曜日 土・日祝祭日は休み (職種により異なります。)
- ④ 各種保険 社会保険・雇用保険
- ⑤ 手当 賞与 6月・12月
- ⑥ 賃金 月額 132,000円程度 (職種により日給、時給あり)
- ⑦ 注意事項 地方公務員法に規定する臨時職員となりますので、任用期間中は他の職やアルバイト等はできません。

7 登録から採用までの流れ

- ① 登録希望者は役場に登録申込書を提出します。
- ② 役場で業務または欠員の発生により、臨時職員を雇うことを決定します。
- ③ 役場では登録者の中から書類選考し、本人に面接試験または採用の通知をします。
- ④ 面接試験または書類選考を経て採用が決定した登録者は、採用日に辞令交付を受け、その日から勤務を開始します。

8 申込み・問合せ先

〒038-1113

青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻 123-1

田舎館村役場 総務課 人事係

電話 0172-58-2111(内線 225) FAX 0172-58-4751

田舎館村ホームページ <http://www.vill.inakadate.lg.jp/>